

第 2 1 期 第 8 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年5月23日（火）午後1時30分～

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名	
委 員	会 長	濱 田 正 隆	
	会長代理	對 馬 廉 介	
	委 員	石 岡 清 美	
	〃	木 村 建	
	〃	佐 藤 淳 二	
	〃	丹 藤 公 彦	
	〃	永 澤 量	
	〃	吉 井 仁 美	
	欠席委員	五十嵐 健 志	
〃	田 村 早 苗		
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人	
	主幹	出 町 英 志	
	主任専門員	八 島 美奈子	
県 側	水産振興課	副 参 事	三 橋 潤一郎
	〃	総 括 主 幹	清 藤 真 樹
	三八地方水産事務所	所 長	田 村 直 明
	下北地方水産事務所	副 所 長	泉 田 哲 志
	産業技術センター		
内水面研究所	所 長	吉 田 達	

4 議事の結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

濱田会長

ただ今から、第21期第8回青森県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第8回委員会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆様には、何かと御多忙の中、御出席いただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局長から説明がありましたとおり、議題として、議案1件に、報告事項2件が予定されております。

委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、議事を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数10名のところ、過半数を超えます8名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします同法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしの声がありますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、石岡委員、吉井委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

長根事務局長

はい、会長。

濱田会長

はい、局長。

長根事務局長

それでは説明いたします。

内水面における漁業生産にあたっては、漁業関係法令及び規則に基づき、漁業権免許、採捕の許可、漁業の許可により行われますが、漁業の許可については、改正漁業

法により、新規の漁業の許可にあたり、知事は、船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具その他制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可の申請すべき期間を公示しなければならないことが規定されており、知事がこれらを定めようとするときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くこととなっております。

議案第1号資料の1ページ目をご覧ください、これは県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます、「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」、このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、先ほど説明させていただいたとおり、漁業法に基づく規程により諮問があったもので、詳細については、この後県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

濱田会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

濱田会長

はい。

水産振興課 三橋副参事

それでは議案第1号について補足説明いたします。

資料を一枚めくっていただいて、漁業法の規定に基づき漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第3号に掲げる小型機船底曳網漁業手繰第三種漁業につき、青森県漁業調整規則に掲げる制限措置の内容等について、次のように定めるにあたって意見を求めるものであります。

表内を読み上げます、漁業種類、しじみけた網漁業、許可または企業の認可をすべき船舶の数、3隻。

漁船の総トン数及び推進機関の馬力数は、共に定めなし。

操業区域は、内共第11号共同漁業権漁場の区域、十三漁協の区域でございます。

漁業の時期は、3月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は十三漁協の組合員行使権者、許可または起業の認可を申請すべき期間は、公示の日から令和5年5月26日までとなっております。

備考については、割愛させていただき、県からの補足説明は以上です。

濱田会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして、発言する際は、挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して、御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見はありませんか。

御質問、御意見等無いようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御意義ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

異議なしの声がありますので、それでは、議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

以上、これで議案を終了します。続きまして、報告事項に入ります。

①の「令和5年度年間計画について」を事務局から報告をお願いします。

長根事務局長

報告事項①の資料をご覧ください。

右端が内水面漁場管理委員会の列で、本日5月の委員会に始まり、7月、8月の漁場計画に係る委員会等、年末の免許、遊漁規則変更に係る委員会、年明けの増殖計画策定部会を経て、年度末には増殖計画の公示及びコイの持ち出し禁止の委員会指示に係る委員会を予定しております。

濱田会長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

濱田会長

なしの声がありますので、それでは、続きまして、②の「令和5年度農林水産関係職員の配置について」事務局から報告をお願いします。

長根事務局長

報告事項②の資料をご覧ください。

令和5年度の農林水産部関係職員の配置であります。ご覧のように、今回は大半の者が「留任」となっておりまして、詳細については後程をご覧ください。

濱田会長

事務局からの説明が終わりましたので、委員各位から、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

濱田会長

なしの声がありますので、それでは、以上、これをもちまして第21期第8回青森県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

終了 午後1時48分